

**要望事項 (優先順位 4)**

府道下鴨静原大原線と区画道路との交差点における一旦停止線の設置について

**要 旨**

洛北第三土地区画整理事業につきましては、平成25年10月18日付けで全ての区画道路が道路認定され、京都市に引き継がれております。

また、平成25年10月25日付けで換地処分の公告がなされ、区画整理事業が完了いたしました。

つきましては、当組合員の総意として、区画整理事業地内の交通安全について、下記4か所に一旦停止線を設置するよう、要望いたします。(地図A, B, C, D)

- A 主要府道下鴨静原大原線と岩倉第三緯16号線の交差点(優先順位1)
- B 主要府道下鴨静原大原線と岩倉13号線の交差点(優先順位2)
- C 主要府道下鴨静原大原線と洛北第三緯7号線の交差点(優先順位3)
- D 主要府道下鴨静原大原線と洛北第三経11号の交差点(優先順位4)

**回 答****(下鴨警察署)**

要望交差点4箇所のうち、

- ・ A・B交差点については、従道路(主道路ではない方の道路)である岩倉第三緯16号線、岩倉13号線の交通量が閑散であることから、現時点での一時停止規制の必要性は低いものと考えています。
- ・ C交差点については、一時停止規制の必要性が認められたため、一時停止規制の公安委員会の決定は既におりており、後は、標識・標示を設置するのみです。
- ・ D交差点については、一時停止規制の必要性を認めますが、規制を実施するに際して、交差点における優先関係を明確にする必要があり、道路改良協議を道路管理者と行っているところです。

道路改良が行われ、当該交差点における優先関係が明確になれば、一時停止規制の実施に向けた手続きを進めていきたいと考えております。